総務委員会

総務調査室

１　地方行政

(1) 持続可能な地方行財政の在り方

ア　持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会

我が国の人口は平成23年以降一貫して減少しており、今後も長期的に大幅な人口減少が続くと予想されている。特に、生産年齢人口については、ピーク時から1,208万人も減少している[1]。このように急速に人口減少・少子高齢化が進む中、地方公共団体においては、技術職員、保健師、デジタル人材などの専門人材等の不足が喫緊の課題となっている。そこで総務省では、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する状況下においても、地方公共団体の行財政の在り方を持続可能なものとするため、令和６年11月から「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」を開催し、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論が行われた。

令和７年６月に取りまとめられた報告書では、国と地方が連携して、市町村における各事務処理に関する課題への対応方策を検討し、例えば、小規模団体では件数が少なくノウハウが蓄積されない事務を広域処理することや、国・都道府県・市町村間で事務の内容が類似するものは国や都道府県が処理することなど、これまでとは異なる新たな視点で行政サービスの提供の在り方を見直すことが求められるとした。その上で、地方の検討状況を踏まえ、国として制度上対応すべきものについては、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度の見直しを行うことも考えられるとしている。

イ　大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ

大都市制度については、急速な人口減少や人材不足の深刻化、デジタル化の進展など大都市を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、上記アの研究会の下で「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が開催され、大都市制度の在り方や大都市圏での広域的な取組に関し、対応の方向性などが検討された。

令和７年６月に取りまとめられた報告書では、どのような大都市地域にどのような大都市制度が求められるかについて議論を深めていくことが重要とした上で、新たな大都市制度としての「特別市」制度（道府県に包含されない一層制の地方公共団体を設置するもの）については、様々な評価が見られることから、制度導入の目的や住民にとってのメリットなどの観点から、引き続き議論が必要であるとされた。その上で、今後の議論を深めるため、「特別市」制度を検討する際の課題として、①広域自治体が分割されることによる影響、②住民自治の確保、③「特別市」移行の要件・手続の観点から論点が整理された。

[1] 総務省統計局「平成２年国勢調査」、「令和２年国勢調査」によれば、日本の生産年齢人口は、平成７（1995）年の 8,716 万人（総人口比 69.5%）をピークに令和２（2020）年の 7,509 万人（59.5%）へと、1,208 万人（10 ポイント）も減少している。

これに対し、従来から「特別市」制度の導入を提案してきた指定都市市長会は、ワーキンググループ等での議論も踏まえ、次期地方制度調査会において「特別市」の法制化を含めた大都市制度の在り方について調査審議を諮問するよう求めている[2]。

(2) 地方創生2.0への対応

ア　ふるさと住民登録制度の創設

令和７年６月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、住所地以外の地域に継続的に関わる者を登録することで関係人口[3]を可視化し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みとして「ふるさと住民登録制度」を創設することとしており、誰もがアプリで簡単に登録できるようシステム構築を進めるとしている。基本構想では、今後10年間で実人数1,000万人、延べ人数１億人を目指すことを当面の目標としている。

報道[4]によると、ふるさと住民登録制度には、特産品の購入など気軽な形で接点を持つ「ベーシック登録」（仮称）とボランティアや二地域居住している人など地域活動の担い手になる「プレミアム登録」（仮称）を設けるとされている。いずれも自治体が登録証を発行し、イベント等の情報提供を行うことが想定されているほか、登録できる自治体の数に上限を設ける方向で調整されている。また、「プレミアム登録」では、自治体が登録者に対し、交通費の補助や施設利用料の割引といった独自のサービスを提供できるとされており、なりすまし防止のため、登録時のマイナンバーカードの活用も検討されている。

総務省は、令和８年度予算概算要求において、システム構築や制度の周知・広報等を実施するための経費を、金額を示さない事項要求として要望しており、令和８年度の制度開始に向けて、年内を目途に制度の詳細について検討を進めている。

なお、一部の自治体では類似の取組を独自に実施している事例があるが、継続的に登録者を増やし地域の担い手として関わりを持ってもらうことの難しさを指摘する意見もある[5]。

イ　広域リージョン連携の推進

人口減少が進む中にあっても、地域の経済成長を維持し、持続可能な地域社会を構築していくことが重要であるが、地域における経済活動や人々の生活は、地方公共団体の区域に限定されるものではなく、単独の地方公共団体では効果的な施策を展開することが難しい面がある。このため、政府は、都道府県域を超えた新たな官民の広域連携を「広域リージョン連携」として推進し、地域の成長やイノベーション創出につながる取組を面的かつ分野横断的に広げていくとしている。

広域リージョン連携は、「地方創生2.0基本構想」において政策の５本柱の一つとして位置付けられているもので、総務省は、令和７年９月２日、広域リージョン連携の進め方を

[2] 指定都市市長会「次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請」（令和７年８月６日）

[3] 関係人口とは、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者のことで、具体的には、地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる者や、副業・兼業で週末に地域の企業等で働く者などである。

[4] 『読売新聞（夕刊）』(2025.8.28)、『時事通信社 iJAMP』(2025.9.6)

[5] 『時事通信社 iJAMP』(2025.9.22)

示した「広域リージョン連携推進要綱」を制定している。これによれば、「広域リージョン」とは、都道府県域を超えた広域的な単位で、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体により構成される枠組みとされており、広域リージョンに参画する各主体は、共同で宣言を行い、策定したビジョンに基づき、主に産業振興（産業クラスター形成、スタートアップ支援、農林水産物の輸出促進等）や地域資源を活用した観光振興、交通といった分野の複数のプロジェクトに連携して持続的に取り組むとしている。プロジェクトの実施に当たっての国の支援措置としては、既存の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」や各府省の補助事業等の活用のほか、支障となる規制等がある場合には、地方分権改革に関する提案募集による地方からの提案等も踏まえて、可能な限り規制の緩和等に取り組むとされているが、詳細は各府省と調整中となっている。

政府は、先行して３か所の広域リージョンで取組を開始し、全国展開を目指すとしており、報道[6]によれば、既に官民連携の取組を行っている九州（半導体産業の強化）、関西（企業の研究開発等への支援）、中国（訪日客の誘致）の各地域が有力候補とされている。このうち中国については、令和７年９月３日、中国地方の５県と経済団体が共同で広域リージョン連携宣言を行っている。

(3) 地方公務員制度

地方公務員制度を取り巻く環境[7]は、生産年齢人口の減少やそれに伴う民間企業等との間での人材獲得競争の激化など大きな変革の中にあることから、制度の在り方について総合的な検討を行うため総務省において、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」が開催され、令和５年10月から議論が進められている[8]。

同検討会の下で開催された「地方公務員の働き方に関する分科会」は、令和７年６月、地方公務員の兼業について、兼業の許可基準を設定している自治体が全体の約６割にとどまることを踏まえ、営利企業の従業員との兼業を含めた許可基準について、各自治体が地域の実情に即して設定することが望ましいとの報告書を取りまとめた。

同月、総務省は通知を発出し、兼業許可基準を設定する際のポイントや取組事例を示すとともに、地方公務員は営利企業の従業員との兼業も可能であることを改めて周知した。

２　地方財政

(1) 補正予算によって地方交付税が増加した場合の取扱い

毎年度分として交付すべき地方交付税の総額は、当該年度における国税５税（所得税、

6　『読売新聞』(2025.9.1)、『共同通信社 国政フォーカス』(2025.9.2)

7　平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員について定年の段階的引上げ等が行われていることに伴い、総務省は、各地方公共団体に対し、地方公務員の定年については国家公務員の定年を基準として条例を定める必要があること等を示した（「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（令和３年８月31日）等）。

8　なお、国家公務員に関しては、人事管理の在り方について横断的な議論を行うため人事院において「人事行政諮問会議」が開催された。令和７年３月24日に取りまとめられた「最終提言」では、国家公務員の行動規範の策定や官民給与の比較対象となる企業規模の引上げ、業務効率化と長時間労働の改善などに取り組むことを求めている。

法人税、酒税、消費税及び地方法人税）の収入見込額の法定率分に、前年度以前の未交付額を加算し、超過交付額を減額した額とされている（地方交付税法[9]第６条第２項）。

このため、補正予算が編成され、国税５税の予算額（収入見込額）が増額補正された場合には、当該年度の地方交付税の総額は、その法定率分だけ増加することとなる。また、前年度の国税５税決算額が予算額を上回った場合には、その上回る額の法定率分[10]は、補正予算に計上されることによって当該年度の地方交付税の総額に加算されることとなる。

補正予算によって増加した地方交付税の取扱いについては、地方交付税法上、当該年度において、①普通交付税の調整額の復活[11]（調整戻し）に要する額を交付した上で、②残額を特別交付税として交付することとされている（同法第６条の３第１項）。しかし、通常は、①の措置や経済対策・災害への対応など、当該年度に必要な財源を確保した上で、残額を翌年度の地方交付税の財源として活用するため繰り越すことが基本となっている[12]。

政府が、令和７年度中に補正予算を提出し、同補正予算によって地方交付税が増加する場合には、増加分の取扱いを定めるため、地方交付税法改正案などの所要の法律案が提出されると見込まれるが、その際には、令和７年人事院勧告に伴う給与改定経費等への対応[13]、災害対応のための特別交付税の増額、全国の83.3％が赤字[14]とされる公立病院への財政措置[15]等が課題になると考えられる。

(2) 令和８年度の地方財政への対応等

総務省は、令和７年８月29日、令和８年度地方財政収支の仮試算を公表するとともに、令和８年度地方交付税の概算要求を行った。

このうち、地方財政収支の仮試算は、概算要求時点における地方財政計画の収支見込みを示したもので、令和７年度地方財政計画と比べ、歳出は、①人事院勧告（令和７年８月７日）等を反映し、給与関係経費が0.8兆円の増となったこと、②社会保障関係費の増、人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の給与等の増や委託料の増などによって一般行政経

9 「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）

10 令和６年度一般会計決算では、補正後予算額に比べ、地方交付税の法定率分が4,354億円（地方法人税分を除く。）増加する見通しとなっている。

11 普通交付税の交付に当たっては、各地方団体に交付すべき普通交付税（＝基準財政需要額－基準財政収入額）の合計額が普通交付税の総額（地方交付税総額の94％）を超過する場合には、当該超過する額（調整額）を減額して各地方団体に交付される。一方で、補正予算によって地方交付税が増加した場合には、これを活用して、当該年度中に調整額分が追加交付される。これを「調整額の復活」又は「調整戻し」という。

12 令和６年度補正予算（令和６年12月成立）では、地方交付税が2.1兆円増加したため、地方交付税法等の改正によって、普通交付税及び特別交付税の増額交付（1.2兆円）、翌年度への繰越し（0.7兆円）などが行われた。

13 総務省の「令和７年度給与改定所要額概算」（令和７年８月７日）によると、仮に令和７年人事院勧告に準じた給与改定を地方公務員等に行った場合の一般財源所要額を6,680億円程度、会計年度任用職員分の影響額を990億円程度としているため、令和７年度地方財政計画に計上された追加財政需要額（国の一般会計予算の予備費に相当）4,200億円及び給与改善費（令和７年度の給与改定に備えた経費）2,000億円だけでは措置できず、更なる財源確保が必要になると見込まれる。

14 総務省「令和６年度病院事業決算の状況」

15 公益社団法人全国自治体病院協議会が発表した「会員病院の令和６年度決算状況調査結果」（令和７年８月６日）では、会員病院からの財政措置への主な意見・要望として、地方交付税措置の拡充等が挙げられている。

費が0.9兆円の増となったことなどにより、全体として1.8兆円の増となっている。

歳入では、税収が引き続き好調と見込まれており、地方税等が1.0兆円の増、地方交付税も0.4兆円の増となっている。

地方一般財源総額[16]は、1.3兆円増の68.9兆円と見込まれており、水準超経費[17]を除く交付団体ベースでも、1.3兆円増の65.1兆円となっている（水準超経費は令和７年度と同額）。

仮試算の結果では、地方税等や地方交付税の増により、財源不足が0.3兆円減の0.8兆円となり、臨時財政対策債（赤字地方債）は令和７年度に引き続きゼロと見込まれている。

なお、総務省は、「引き続き厳しい地方財政の状況を踏まえ、今後の国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合に交付税率を引き上げる」ことを事項要求している[18]。

今後、年末に決定される令和８年度地方財政対策に向けては、経済・物価動向等の適切な反映、令和７年度が期限となる臨時財政対策債、緊急防災・減災事業債、地域デジタル社会推進費等の取扱いが課題となるほか、地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に対する財政措置の在り方[19]等について議論される可能性がある。

３　地方税

(1) 令和７年度与党税制改正大綱における検討事項

令和７年度与党税制改正大綱（令和６年12月20日 自由民主党、公明党）においては、今後の税制改正に当たっての基本的考え方や検討事項として、地方税に関して、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築、自動車関係諸税の総合的な見直し、新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の在り方等について明記された。

このうち、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築については、特に、住所地課税の例外[20]となっている道府県民税利子割について、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、在るべき税収帰属との乖離が拡大している[21]ことから、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和８年度税制改正において結論を得る

16 地方一般財源とは、使途が特定されず、地方の自主的な判断で使用できる財源をいい、地方税、地方交付税などがある。地方六団体等は、例年、地方一般財源総額の確保・充実を強く求めている。

17 普通交付税の交付を受けない地方団体（不交付団体）の財源超過額に相当する額である。

18 総務省は、例年、巨額の財源不足が生じることが見込まれるとして、交付税率の引上げを事項要求していた。

19 標準準拠システムへの移行後の運用経費について、政府は平成30年度比で３割削減との目標を掲げているが、平均で２倍超になるとの調査結果（中核市市長会（令和７年１月）等）もあり、地方は、運用経費の増大分について、国の責任において適切に財政措置を行うよう要望している（中核市市長会「地方公共団体情報システム標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に関する緊急要望」（令和７年８月25日））。

20 利子割を含む個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有しており、納税義務者である個人の住所地で課税されることが原則である。利子割については、住所地課税の原則の例外として、利子等の支払等をする者の営業所等の所在する都道府県で課税する制度とされている。

21 営業所等を持たないインターネット銀行で口座を開設する場合、当該口座に係る利子割の課税団体となる営業所等所在地は、本店の所在地となる。そのため、インターネット銀行の口座を持つ個人が当該口座で支払を受ける利子に係る利子割は、当該個人の住所地にかかわらず、全て本店所在地の都道府県に納入されることとなる。

こととされた。これを受け、地方財政審議会の下で、地方税制のあり方に関する検討会が開催され、道府県民税利子割に関する中間整理（令和７年７月）が取りまとめられた。中間整理では、利子割の課税団体と在るべき税収帰属地との乖離を調整する地方税制上の仕組みとして、新たに清算制度を導入するべきであるとされた。

また、自動車関係諸税の総合的な見直しについては、公平・中立・簡素な課税の在り方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うこととされており、特に自動車税等の車体課税については、取得時における負担軽減等課税の在り方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の税負担の在り方等について検討し、令和８年度税制改正において結論を得ることとしている。これを受け、地方財政審議会の下で、自動車関係税制のあり方に関する検討会が開催され、令和８年度税制改正に向けて、専門的検討を行うこととされた。

(2) いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止（軽油引取税）

衆議院における令和６年度補正予算の採決に当たり、令和６年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の間で、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止するとの合意がなされた。

その後、令和７年７月30日には、自由民主党、公明党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党の与野党６党は、「ガソリンの暫定税率」の廃止について、地方財政への配慮等の課題を含め、速やかに与野党合意の上で法案を成立させ、今年中のできるだけ早い時期に実施することとした。これを受け、与野党間の協議の場が設けられ、早期実施に向けた議論が行われている。

なお、地方六団体等は、「いわゆる「ガソリンの暫定税率」による税収は、揮発油税、地方揮発油税のほか、軽油引取税[22]をあわせて約1.5兆円と見込まれており、地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源となっている。また、このうち地方の財源は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税を合わせて約５千億円と試算されており、財源の乏しい地方にとって極めて貴重なものとなっている」として、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を進めていくことを求める緊急提言を行った。

(3) 令和８年度税制改正要望

令和７年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応した在るべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進めるとされたほか、東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団

[22] 揮発油税及び地方揮発油税は国税、軽油引取税は地方税である。

体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むことが明記された。

その後、令和８年度税制改正に向けて、令和７年８月末までに各府省庁から総務省に地方税についての改正要望が提出された。主な改正要望としては、住宅関係諸税に係る所要の措置、大胆な設備投資促進税制の創設、自動車関係諸税の課税の在り方の検討、中小企業による研究開発投資拡大に向けた特例措置の創設、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長等であった。

４　行政の基本的制度の管理及び運営

国勢調査

ア　概要

国勢調査は、日本に居住する全ての人及び世帯に関する、国の最も基本的な統計調査であり、10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査が交互に実施されている。令和７年国勢調査は、大正９年の第１回調査から22回目に当たり、簡易調査である。

国勢調査の結果は、衆議院議員小選挙区の改定や、地方交付税の算定などに利用されるほか、地方自治体の防災計画や、民間企業の出店計画等、国民の生活に幅広く役立てられている。

イ　調査方法

国勢調査は、調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布・回収する方法で行われてきたが、近年は調査員のなり手不足や調査票の回収率低下が課題[23]となっている。

このため、国民の負担軽減・利便性向上等を図るべく、平成22年から郵送提出方式、平成27年からインターネット回答方式が導入された。令和２年の調査では、インターネット回答が全体の37.9％と高い割合を占めており、令和７年の調査においては、インターネット回答の更なる推進のため、地域に密接した施設（郵便局等）においてオンライン回答支援ブースを設置することとしている。

また、増加する外国人世帯への対応として、新たに「外国人向けリーフレット」を作成し、主要７言語で調査の趣旨を説明し回答を依頼するとともに、記載されているＱＲコードを通じて「外国語サポートページ」にアクセスし、案内に沿って回答できるようにすることで、外国人世帯に対する円滑な調査の実施及び調査員の事務負担の軽減を図ることとしている。

さらに、オートロックマンション等の集合住宅においては、調査員の対面による調査書類の配布が困難であることから、茨城県水戸市、つくば市、ひたちなか市及び東京都新宿

[23] 令和２年国勢調査では、調査員の定員約 70 万人に対し、実際の調査員数は 61.4 万人にとどまり、さらにそのうち 14.1％は市町村職員であった。また、前々回（平成 27 年）の回答率 86.9％に対し、前回（令和２年）は 83.7％で、不在等の理由で調査票を回収できなかった世帯を対象に行う「聞き取り調査」の割合が増加している。

区の一部地域（オートロックマンション10棟程度）をモデル地域として、郵送配布を試行することとしている。

５　情報通信

(1) デジタル空間における情報流通の健全性確保

ア　情報流通プラットフォーム対処法の施行

令和７年４月、大規模プラットフォーム事業者[24]に対して、①権利侵害情報の削除対応の迅速化に係る規律として、削除申出窓口の設置や削除申出に対する原則７日以内での応答義務等を、②運用状況の透明化に係る規律として、削除基準の策定・公表義務や削除状況の公表等を課し、なおかつこれらの義務に違反した場合の罰則について定めた「情報流通プラットフォーム対処法」が施行された[25]。この法律によって、ＳＮＳ等における誹謗中傷等、特に権利侵害情報への対応の円滑化が期待されている。

イ　違法・有害情報への対応の検討

闇バイトの募集投稿、なりすまし偽広告による投資詐欺、真偽不明な情報による有権者の投票行動への影響など、必ずしも権利侵害に該当しない違法・有害情報の流通が深刻な状況にある。こうした情報については、権利侵害のみならず法令違反となる情報について例示列挙した総務省の違法情報ガイドライン[26]に沿って、大規模プラットフォーム事業者が削除基準を策定し、適切に対応することが期待されている。

都道府県警察等の行政機関は、違法情報を確認した場合、プラットフォーム事業者に対して削除依頼や情報提供を行っているが、これを受け付ける体制や対応については事業者ごとに差異が生じている[27]。

そこで、違法・有害情報への対応が円滑となるよう、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」が公表した「中間取りまとめ」（令和７年９月）では、検討対象となる情報の種類を①権利侵害情報、②その他違法情報（法令違反情報）、③有害情報と分類した上で、このうち②法令違反情報については、「違法性の判断が可能な専門の行政機関からの通報を受け付け、優先的に対応する体制整備を大規模プラットフォーム事業者に求めることは、制度的対応の方向性として有効な手段」とした。また、政府が事業者に③有害情報への対応を求めることについては、事実上の行政による検閲のリスクや発信

[24] 総務省は、アクティブユーザ数や投稿数が一定数を超えるサービスを提供する者として、令和７年７月時点で、Google（YouTube）、LINE ヤフー（Yahoo 知恵袋、LINE オープンチャット等）、Meta（Facebook、Instagram 等）、TikTok、X（旧 Twitter）等の９社を指定している。ただし、利用者間交流を目的とするサービスを対象としており、例えば、ＥＣサイトやニュースサイト等のコメント・レビュー欄は対象外となる。

[25] これに伴い、これまでの法律「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成 13 年法律第 137 号。通称「プロバイダ責任制限法」）は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称「情報流通プラットフォーム対処法」）に改められた。

[26] 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン」は、「闇バイト」等の犯罪の実行者を誘引する情報の発信は職業安定法に違反し得るなど、違法情報を例示している。

[27] デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ（第８回）配付資料

者の表現の自由への萎縮効果をもたらす懸念から「極めて慎重であるべき」との前提の下、ある有害情報について、法益侵害を発生させ、又は惹起が確実であるものとして社会的コンセンサスが得られるような場合、「（個別法において）当該情報が違法であることを明確化したり、新たに違法化されたりするのであれば、事業者による削除等の適切な対応が図られると考えられる」とした。

同検討会では、事業者自身による違法・有害情報への対応（収益化停止措置等）を法令によって求める制度についても検討されたが、まずは、業界団体が「行動規範」を速やかに策定し、法的拘束力を持たない形での事業者による自主的な対応を促す方向性を示した。

今後、総務省においては、同中間取りまとめを踏まえつつ、制度的対応について検討の深化や上記「行動規範」の策定支援を行うこととなる。

(2) オンラインカジノに係るブロッキングの在り方

総務省は、オンラインカジノの弊害が深刻化する中、通信事業者が事前に設定した違法なサイトへのアクセスを遮断する「ブロッキング」の在り方に関して、令和７年４月、法的、技術的課題等についての検討を行う検討会[28]を設置した。ブロッキングの実施に当たっては、事業者が利用者の同意なく全ての通信先を網羅的に確認する必要があるが、これは電気通信事業法[29]に規定する「通信の秘密」の侵害に該当することとなる。ブロッキングの違法性を阻却するためには、①特別の法律に基づいて行う、又は②刑法上の「緊急避難」として行う、のいずれかが必要とされており[30]、この点について、同検討会は、仮にブロッキングを行う場合には、遮断対象や要件の明確化を図ることにより法的安定性を確保する観点から、何らかの法的担保が必要との見解を示している。

その他の対策として、令和７年の通常国会で改正されたギャンブル等依存症対策基本法[31]において、ＳＮＳ等で違法オンラインギャンブル等に誘導する情報発信が違法化された。総務省は、この改正を踏まえて前述(1)イのガイドラインを改定し、これが削除基準に盛り込むべき法令違反情報である旨を明確化しており、今後の事業者による適切な対応が期待されている。

同検討会が同年９月に公表した「中間論点整理」では、このようなブロッキング以外の手段による対策を進めた上で、「それらの対策を尽くしたとしてもなお違法オンラインカジノに係る情報の流通が著しく減少しない場合には、ブロッキングを排除せず、追加的な対応を講じることが適当」とし、同年末以降、「一定の方向性の提示を行う予定」としている。

[28] オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会

[29] 「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）

[30] 我が国で唯一の例は、刑法上の「緊急避難」として行われている児童ポルノサイトのブロッキングである。

[31] 「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成 30 年法律第 74 号）

６　放送

(1) 中継局設備の共同利用

地上デジタルテレビジョン放送の開始（平成 15 年）から 20 年以上が経過し、全国各地に設置された中継局設備の更新時期を迎えつつある[32]。また、「テレビ離れ」の更なる進行やインターネット広告の台頭など、民間放送事業者（民放）の経営環境はこの 20 年で大きく変わり、中継局の維持が民放にとって財政的負担となることが懸念されている。このような状況を受け、令和５年に放送法[33]が改正され、民放がＮＨＫと中継局設備を共同利用することが可能となった。

これを受け、ＮＨＫは令和６年 12 月に、子会社として㈱日本ブロードキャストネットワークを設立した。同社は民放各社から出資を受け、令和７年末をめどに中継局の共同利用事業を本格化することを予定していた。しかし、報道によれば、ＮＨＫは同社の採算が取れない見通しであると判断し、令和７年９月にこれまでの方針を見直す意向を民放側に通知したとされている[34]。これに関しＮＨＫ稲葉会長は、「共同利用型モデルは事業的に採算が難しいので、別途のあり方、事業のあり方も模索する[35]」と述べた。

(2) 放送事業者におけるガバナンス確保

令和６年 12 月、㈱フジテレビジョンで発生した人権侵害トラブルが週刊誌等で報道された。その後、逐次の報道や調査報告書[36]により、同社とその親会社であり認定放送持株会社である㈱フジ・メディア・ホールディングスの数々の不適切な業務管理や被害者に対する対応が明らかとなり、令和７年４月、総務省は両社に対し人権尊重、コンプライアンス・ガバナンスに関する要請を発出した[37]。

こうした情勢の中、放送業界全体に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討するため、総務省は、同年６月より「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」を開催している。同検討会の論点整理案[38]では、不祥事等が発生した際、放送事業者の自主・自律に十分配慮した上で、行政の関与として、当該事案に関する報告を求めたり、特に必要な場合は免許に条件を付したりすること等が挙げられた。

一方、同年９月、日本民間放送連盟は論点整理案に先立ち、「民間放送のコーポレート・ガバナンス強化に関する基本的考え方（案）」を公表した。同連盟はこの中で、人権尊重の

32 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令和４年８月５日）では、小規模中継局等の更新時期が令和８年頃に見込まれているとしている。

33 「放送法」（昭和 25 年法律第 132 号）

34 『毎日新聞』（2025.9.13）等

35 ＮＨＫ「９月定例記者会見要旨」（令和７年９月 17 日）

36 ㈱フジ・メディア・ホールディングス等が設置した第三者委員会「調査報告書（公表版）」（令和７年３月 31 日）

37 総務省「株式会社フジテレビジョンに対する措置等」（令和７年４月３日）

38 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会事務局「放送事業者におけるガバナンス確保に関する論点整理（案）」（令和７年９月 24 日）

徹底、法令や社会規範の遵守等からなる「民間放送ガバナンス指針（仮称、案）」を制定[39]するとともに、「ガバナンス検証審議会（仮称）」を設置[40]し、同指針を踏まえたガバナンス強化活動を行うこととしている。

(3) ＮＨＫラジオ国際放送での中国籍外部スタッフによる発言

令和６年８月に生じた本事案について、ＮＨＫは謝罪放送を行ったほか、関連団体を通じて当該外部スタッフに厳重に抗議するとともに、同月 21 日付で当該外部スタッフと関連団体の契約が解除されたことを公表した。

ＮＨＫは当該元スタッフに対し、「業務を妨害された」として令和６年９月に 1,100 万円の損害賠償を求める訴えを東京地方裁判所に起こしていたが、当該元スタッフが出廷しないまま、令和７年９月、ＮＨＫの請求を認容する判決が下され、そのまま確定した。

７　郵政事業

(1) 郵政民営化の再見直し

日本郵政グループの郵便事業については、郵便物数の減少等による収支の悪化に対処するため、送達日数・配達頻度の緩和（「３日以内、週６日配達」→「４日以内、週５日配達」）等の措置が講じられ、また、郵便料金の値上げも令和６年10月から行われた。しかし、この値上げによって令和７年度は黒字となることが見込まれるものの、令和８年度以降は再び赤字化し、その後も赤字幅は年々拡大することが予想されている。

このような状況に鑑み、令和７年６月、自由民主党、国民民主党及び公明党は、政府が保有する日本郵政の株式の配当金の一部について、郵政三事業のユニバーサルサービス（郵便・貯金・保険）を支える郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金に充てること等を内容とする郵政民営化法[41]等の改正案を共同で国会に提出した[42]。

(2) 郵便料金制度の見直し

郵便料金は、適正な原価を償い、かつ、適正な利潤の確保を前提としながらも、郵便の役務がユニバーサルサービスであることから、低廉な水準であることが求められてきた。このため、郵便法[43]では、郵便料金の変更は原則、総務大臣への事前の届出を求めている[44]ほか、25グラム以下の「定形郵便物」の料金は「総務省令[45]で定める額を超えないものであ

[39] 同指針では、各社は指針の適用状況を自主的に点検して毎年１回公表し、同連盟は各社の開示状況を集約して公表することとしている。

[40] 審議会は外部専門家３名、会長、副会長６名（在京キー局代表者、ラジオ委員長）、専務理事をメンバーとするとしている。

[41] 「郵政民営化法」（平成 17 年法律第 97 号）

[42] 「郵政民営化法等の一部を改正する法律案」（山口俊一君外６名提出、第 217 回国会衆法第 58 号）。他にも、日本郵政㈱に対する、㈱ゆうちょ銀行及び㈱かんぽ生命保険の株式の３分の１超の保有義務化等が含まれる。

[43] 「郵便法」（昭和 22 年法律第 165 号）

[44] 郵便法第 67 条第１項

[45] 郵便法施行規則第 23 条

ること[46]」としているなど、不当に高額な郵便料金の設定を防止している。

こうした中、前述(1)のとおり、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通しであることから、令和６年６月に諮問を受けた情報通信審議会は、郵政政策部会に「郵便料金政策委員会」を設置して郵便料金の算定の在り方等の郵便料金に係る制度について検討を行い、令和７年７月、「『上限認可制度』のような日本郵便の発意に基づいて上限料金の設定等の手続を行う制度の導入を検討することが望ましい」と答申[47]した。これを受け、総務省は、令和８年の通常国会で郵便法改正案の提出を目指している[48]。

(3) 日本郵便㈱の点呼業務不備問題等の不祥事

日本郵便㈱は、集配業務を行う全国の郵便局 3,188 局のうち 2,391 局で点呼業務[49]を実施しないまま配達業務を行った事例があったことを令和７年４月に公表した[50]。このため、同年６月には国土交通省から行政処分を受け、同社の１ｔ以上の車両（約 2,500 台）が使用不可となり[51]、また、総務省からも、「郵便のユニバーサルサービスの確実な提供の維持」等に係る措置等の実施及びその状況報告を命じられた[52]。

この処分に対して、日本郵便㈱は、他の運送会社への委託や、同社が保有する配達用の軽四車両（約 32,000 台）等の活用によってサービス提供を継続していくとしていた[53]。しかし、同年９月には、今度は軽四車両を扱う郵便局でも点呼業務不備が発覚し、再び、国土交通省から同年 10 月 1 日に、軽四車両（111 局、188 台）の使用を停止する行政処分を受けた。なお、今後、この処分対象は全国約 2,000 局にも及ぶ可能性があり、委託費の増加等に伴う経営への影響だけでなく、物流への影響も指摘されている[54]。

同社をめぐっては、誤配や苦情があった際などにその委託業者から高額な違約金を徴取していたとして公正取引委員会から行政指導（令和６年６月）を受けていたことが令和７年１月に発覚[55]したほか、郵便物の放棄・隠蔽等の事案の一部を公表していなかったことについて総務省から公表基準の明確化について改善を再び促す[56]行政指導（令和７年９月）を

46 郵便法第 67 条第２項第３号

47 情報通信審議会 郵政政策部会「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方＜令和６年６月 24 日付け諮問第 1239 号＞答申」（令和７年７月 31 日）

48 『日本経済新聞』（2025.5.29）

49 貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条において、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して酒気帯びの有無等の確認を行うことと定められているもの。

50 日本郵便㈱「点呼不備事案に係る調査結果及び再発防止策等について」（令和７年４月 23 日）

51 国土交通省「日本郵便株式会社に対する貨物自動車運送事業法の許可取消しに伴う第二種貨物利用運送事業に係る事業の一部停止命令について」（令和７年６月 25 日）

52 総務省「日本郵便株式会社法第 15 条第２項に基づく監督上の命令等について」（令和７年６月 25 日）

53 日本郵便㈱「一部報道等について」（令和７年７月８日）

54 『産経新聞』（2025.9.4）等

55 『朝日新聞』（2025.1.6）等

56 令和６年６月、総務省から、放棄・隠匿事案について報道発表を行わないといった日本郵便の態勢に対して、利用者の目線に欠けているとして改善を促す通知がされていた（令和７年９月 26 日「村上総務大臣閣議後記者会見の概要」）。

受けるなど不祥事が続いており、同社のガバナンス不全が度々指摘されている[57]。

８　消防行政

林野火災への対応

例年、我が国では、降水量が少なく空気が乾燥し、強風が吹く冬から春にかけて林野火災が多く発生している。令和７年においても、各地で大規模な林野火災が相次ぎ、特に、令和７年２月に発生した大船渡市の林野火災では、約3,370haが延焼し、昭和39年以降で最大の林野火災となった。そこで、消防庁・林野庁では、当該火災における消防活動等の検証を行い、今後取り組むべき火災予防、消防活動、装備・技術等の充実強化の在り方を検討するため、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を４月から開催し、８月に報告書が公表された。

同報告書では、①林野火災における予防・警報の在り方、②大規模林野火災に対応できる消防防災体制の在り方、③大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発、④災害復旧及び二次災害の防止活動の４点を中心に対策を進める必要があるとされた。このうち、①について、強い制限・罰則を伴わない注意喚起等の仕組みである林野火災注意報の創設と的確な発令の必要性などが指摘されたほか、②について、緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化の必要性などが指摘された。

これを受けて、消防庁では、火災予防条例（例）を改正[58]し、消防法に基づく火災警報の前段階として林野周辺の住民等に火の使用制限の努力義務を課す「林野火災注意報」を新たに条例（例）上に位置付けた。また、令和８年度消防庁予算概算要求では、緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備として、海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）や大型水槽付き放水車、林野火災対応ユニット車の配備等について新規に事項要求を行うなど、関係経費が計上された。

内容についての問合せ先
総務調査室　相原首席調査員（内線 68420）

[57] 『朝日新聞』(2025.9.27) 等

[58] 消防庁「火災予防条例（例）の一部改正について（通知）」（令和７年８月 29 日）